

道の駅ソレーネ周南農林水産物等販売施設出荷要領

一般社団法人周南ツーリズム協議会

1.目的

この出荷要領は一般社団法人周南ツーリズム協議会（以下「当会」という。）が直売所で販売するすべての農林水産物等を健全に販売し、消費者に「安全・安心」の信頼を得るために、全出荷者の意思や行動を統一するためのものです。

また、以下のルールを守ることで、直売所で販売する農林水産物等及び出荷者の存在価値を高め、強いては諸リスクへの対策を講ずるものです。

2.商品区分

（農林産物）

- ①未加工の農林産物とします。
- ②道の駅ソレーネ周南専用の栽培履歴表（農薬の使用履歴等）を当会の定める日までに提出してください。
- ③一般の農林産物のほかに、「切断」「冷凍」「冷蔵」しただけの農林産物を含みます。
- ④未加工の農林産物は「製造物責任法（PL法）」の対象外です。

（水産物）

- ①未加工の水産物とします。
- ②一般の水産物のほかに、「切断」「冷凍」「冷蔵」しただけの水産物を含みます。
- ③未加工の水産物は「製造物責任法（PL法）」の対象外です。

（加工品）

- ①加工された農林水産物とします。
- ②加工品は「製造物責任法（PL法）」の対象となります。したがって消費者に食中毒などの被害があった場合、製造責任や管理者責任を問われることがあります。
- ③加工品で保健所の許可が必要なものは、許可証コピー（写し）の提出を義務付けます。
- ④「加工」とは加熱（煮る、蒸す、焼く、炒める、茹でる）、味付け（調味、塩漬、燻製）、粉挽き（製粉）、搾汁、乾燥のものをいいます。

（工芸品）

- ①農林産物・水産物・加工品以外の織物、染物、木工品、竹細工、紙細工、陶器などで出荷者自らが作成したものです。

（仕入品）

- ②出荷者が出荷されないもの、足りないものを品揃えするために当会で仕入販売を行うことがあります。

3.営業

(営業日)

- ①販売施設の営業は年中無休とします。
- ②当会が特に必要と認めたときは、営業日を変更することができます。

(営業時間)

- ①営業時間は当会が定めた時間とします。
- ②当会が特に必要と認めたときは、営業時間を変更することができます。

4.出荷

(搬入時間)

- ①商品の搬入は、出荷者それぞれの責任で指定時間内に行なうこととします。

(出荷規格)

- ①出荷する商品の規格は、原則的に自由とします。
ただし、円滑な販売や運営が行なえるよう商品規格を指導する場合があります。
- ②単品出荷を基本とし、決められた商品以外はセット品の出荷を禁止します。

(個人出荷の形態)

- ①市場、その他の店等で仕入れた商品や工業製品は出荷できません。

(出荷数量)

- ①出荷する商品の数量は、原則的に自由とします。
ただし、季節・品目により過剰出荷が予想される場合は、1出荷者当たりの出荷数量を制限することがあります。

(出荷伝票)

- ①出荷の際には、専用出荷伝票に記入し直売所に提出してください。

(検品)

- ①出荷の際に商品の検品を行わないものとし、出荷者それぞれの責任で商品搬入、包装、値付けを行い、指示に従って売場に陳列してください。

(荷造り・包装)

- ①出荷する商品は、バーコードラベルや表示ラベル(加工品等)が貼れるように、ひとつずつ荷造りし、商品が見えやすいように包装してください。包装に問題がある場合は店舗の判断で引き下げをする場合があります。
- ②食品については、ホッチキス針が混入する危険があるので、ホッチキスによる包装は絶対にしないでください。

(表示)

- ①商品表示(品名、出荷者名、価格等)は決められたバーコードラベルで行います。
- ②加工品については、「食品衛生法」や「JAS法」などに基づく表示(品名、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者名などを印字したもの)をしなければいけません。また、製造年月日を記入してください。

③加工品の表示ラベルがない場合は、当直売所のバーコード付き表示ラベルを貼ってください。

④加工品の表示ラベルがある場合は、その表示ラベルとあわせて決められたバーコードラベル（価格のみ表示したもの）を貼ってください。

（バーコード発行）

①バーコードラベルは、店舗備え付けのバーコード発券機を使って、出荷者自身で発行してください。また、加工品用表示ラベルは事前に申し込みが必要です。

②バーコードラベルおよび表示ラベルの発行枚数は、出荷者ごとにコンピュータで集計・管理をします。これらの発行実費は、出荷者の販売代金の中から徴収します。

③値付けや表示を変更する場合は、バーコードラベルあるいは表示ラベルを新たに貼りかえてください（手書きによる訂正はできません）。

④バーコードラベルが剥がれたり、汚損してレジで読み取れない商品は、販売代金が個人に入金できないので注意してください。

⑤販売する場合に法律上、許可等を必要とする商品は証明できるものの提出を受けた後バーコードラベルの発行を行いません。

（値付け）

①商品の値付けは、出荷者それぞれの判断で自由に（10円単位で）決めるものとします。

※円滑な販売や運営のため、価格設定について指導する場合があります。

②バーコードに表示する価格は、消費税を含む価格とします。（内税・総額表示方式）

（陳列）

①定められた各コーナーの棚に、整然と陳列してください。ただし、出荷物が多い場合は、店員が陳列場所を変更することがあります。

②1人で多量に搬入する場合は、少量だけ陳列し、残りは補充専用スペースに置くこととします。棚が空いた後に店員が陳列するものとし、極端に多い場合は追加搬入を基本とします。ただし、品目により売り場が混雑する場合は数量と搬入方法を制限する場合があります。

③後で持ってきた人は、先にもってきた人の物が下にならないように気をつけてください。

④お客様が買いやすいよう、バーコードラベルが見えるように並べてください。

（生産者の識別）

①出荷者専用の名札を付け商品を搬入・搬出してください。

（その他）

①毎日の搬入・搬出について遠くの人などは、グループを作って当番制で行なうなど効率化を図るものとします。

5.販売

(販売方法)

①販売方法は委託販売方式とします。

(手数料)

①販売委託手数料は当会が定めた料率とします。

(商品管理)

①店内では人工照明や空調（冷暖房）による温度管理を行いません。

②冷凍・冷蔵を必要とする加工品については、冷凍・冷蔵機能を持つ陳列ケースを用意します。

③販売委託された商品の管理を行いません。ただし、万引きや自然災害など当店の責に帰することのできない理由で発生した損害については、その賠償責任を負いません。

④販売日数を超え処分したものや店舗の判断で撤去した商品についての返金はありません。

(商品の撤去)

①商品に傷み、劣化、腐敗、安全性の懸念（残留農薬、有害物質汚染等）などの問題があると直売所で判断した場合は、その商品の出荷者の了解なしに陳列棚から撤去し、消費者の安全や信頼の確保を最優先とします。

②直売所が撤去した商品は、売れ残り商品として取り扱います。

(販売管理)

①商品の販売価格は消費税を加えた内税価格とします。

②直売所での値引きは行いません。

（出荷者が自分の判断で値引きする場合は、バーコードを貼り替えてください）

③販売額は出荷者ごとに集計し、原則として月1回、販売明細書を発行して各出荷者の「連絡ボックス」に入れておきます。

(販促活動)

①消費者に対する販促活動（新聞折込、店頭広告、イベント案内など）を定期的に行います。

②出荷者が自分の商品のPRや試食販売などを希望する場合は、事前に直売所に相談してください。

③出荷者の店として、直売所の管理・運営に協力し、お客様に感謝の気持ちを込めてにこやかに挨拶し、駐車場や店内のゴミなど自主的に拾い、施設の美化につとめてください。

④イベントなどの開催時は、出荷者が自主的に参加し消費者と交流を深め、販売促進活動を行なってください。

(写真パネル掲示)

①出荷者登録された方は、店内掲示等に撮影した写真などの提供等を求める場合があります。

(トレーサビリティへの対応)

- ①出荷される農産物等は安全と品質を確保するため栽培記録表の記帳を行なうこととします。
- ②栽培記録表の記帳が必要なものについては提出後、バーコードラベルの発行が可能となります。
- ③履歴提出後のバーコードラベル発行ができる有効期間は最大で6ヶ月、葉物については3ヶ月とします。
- ④農薬取締法や食品衛生法を守り生産、出荷してください。
- ⑤履歴提出後に農薬を使用した場合は再提出し確認を受けてください。

6.精算

(代金精算)

- ①当会の支払い規程により精算いたします。
- ②販売代金から販売委託手数料、バーコードラベル・表示ラベル発行実費等を差し引いた金額が精算額となります。

7.引き取り

(販売委託期間)

- ①商品の販売委託期間は、販売日の営業時間内とします。
- ②日持ちの良い農産物、鉢物、加工品、工芸品など、劣化が少なくて保存性の良い商品については、別に販売委託期間を定めます。

(引き取り時間)

- ①売れ残った商品は、販売委託期間内に引き取ることにします。
- ②販売委託期間の翌日までに引き取らなかった商品は、直売所で処分し、処分に費用がかかった場合は、後日、出荷者に請求する場合があります。

(引き取り方法)

- ①必ずバーコードラベルの氏名を確認し引き取ること。(自分の出荷した商品以外は、持ち帰らないこと)

8.その他

(個人情報の利用目的)

- ①出荷者登録申込書に記入された出荷者の個人情報、販売・精算・決済にかかる個人情報を適切に管理し、出荷商品の販売、代金の精算・振込、連絡ボックスによる通知・連絡、営農相談・指導・研修ならびに商品・サービスに関する各種情報に利用するものとします。

(疑義の解決等)

この基準に疑義が生じた場合、または定めがない事項については、当会役員会において決定します。